

平成 2 5 年 秋 季

重 点 要 請 事 項

平成 2 5 年 1 1 月

北 海 道 市 長 会

目 次

〔環太平洋連携協定（ＴＰＰ）関係〕	頁
1 環太平洋連携協定（ＴＰＰ）について……………	1
〔地方行財政関係〕	
1 地方行財政の改革について……………	2
2 地方税財源の充実・確保等について……………	3
3 社会保障制度の充実強化について……………	4
〔医療・福祉・教育関係〕	
1 医療保険制度の抜本改革について……………	5
2 介護保険制度の円滑な運営について……………	5
3 生活保護制度の見直しについて……………	6
〔経済・労働関係〕	
1 北海道観光の振興について……………	7
2 外国における日本地名等の商標登録出願対策について……………	7
〔農林水産関係〕	
1 農業の振興について……………	8
2 水資源の保全について……………	8
3 海獣との共存に向けた漁業被害に対する新たな補償制度の創設について……	8
〔社会基盤整備関係〕	
1 北海道の開発行政について……………	9
2 交通体系の整備促進について……………	9
〔防災・エネルギー・原子力発電所対策関係〕	
1 防災・減災対策の強化について……………	11
2 エネルギー政策の確立について……………	11
3 原子力発電所への対応について……………	12
〔北方領土・自衛隊・その他関係〕	
1 北方領土の早期返還について……………	13
2 北海道の自衛隊の体制強化について……………	13
3 公共施設の解体及び管理放棄住宅等への対策について……………	13

北海道市長会重点要請事項

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）、地方行財政改革、地方税財源の充実・確保のほか、社会保障制度の充実強化などについて、国においては住民に一番身近な仕事をしている市町村の意見を聞き、政策に反映させることが重要であると考えます。

つきましては、現下の厳しい地方財政を踏まえ、北海道内の各市におけるまちづくりや行財政運営に特に大きな影響を与える下記の重点事項について、特段の配慮を要請いたします。

記

〔環太平洋連携協定（ＴＰＰ）関係〕

１ 環太平洋連携協定（ＴＰＰ）について

- (1) ＴＰＰについては、北海道の基幹産業である農林水産業のみならず各産業分野、さらには、地域経済にも大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、国民に対する十分な情報提供を行うとともに、地方の農業者、商工業者、消費者など国民各層の意見をしっかり聞いた上で、国民的議論を行うこと。
- (2) ＴＰＰが国内の農業に及ぼす影響を十分考慮し、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なわないよう対応すること。
- (3) ＴＰＰ交渉にあたっては、米や小麦、でん粉、砂糖、牛肉、乳製品等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

また、本道農業・農村の持続的な発展に支障が生じると見込まれる場合には、交渉から撤退するなど、万全の対応を行うこと。

〔地方行財政関係〕

1 地方行財政の改革について

(1) 地方分権改革の推進について

- ① 地方分権改革の推進に向けた、国と地方の役割分担の明確化、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの廃止・縮小及び条例制定権の拡大については、分権型社会の実現に向け、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた一層の権限移譲や義務付け・枠付けの更なる見直しを図ること。

(2) 「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」について

- ① 地方交付税は、国から恩恵的に与えられるものでなく、地方自治体の固有・共有の財源であることを明確にするため、国の特別会計に直接繰り入れる方式等の導入について検討すること。

- ② 道内の多くの市町村は税収基盤が脆弱であるとともに、来年度に向けての税収の見通しが不透明なため、地方交付税の歳出特別枠や別枠加算の縮減は行わないこと。

また、常態化している地方財源不足の解消にあたっては、法定率の引き上げにより対応すること。

- ③ 道内の市町村においては、過去10年間でそれぞれ約20%に相当する8,300人の職員と1,200億円の人件費を削減する行財政改革を進めてきたところであり、国・地方のプライマリー・バランスの黒字化に関しては、これまで国を上回る行財政改革に努めてきた地方の取組みを十分反映し、地方の財政負担を増大させることのないようにすること。

- ④ 地方交付税の「頑張る地方の支援」については、地方交付税の有する財源保障・財源調整機能を堅持した上で、地方が自主努力により取り組む施策を支援するような仕組みとすること。

その際、行革努力と地域経済活性化の成果の2つの観点から地方交付税を算定するとされているが、算定方法の具体的な内容を早期に提示し、地方団体と十分な協議を行うこと。

- ⑤ 上記①～④などのような地方行財政の見直しにあたっては、地方団体に対して速やかにその内容を提示し、「国と地方の協

議の場」等で十分協議するなど、地方の意見を反映することとし、平成25年度の地方公務員給与削減要請に伴う地方交付税の削減問題と同様なことがないよう強く要請する。

2 地方税財源の充実・確保等について

(1) 地方税について

- ① 地方が真に自主的、自立的な行財政運営を行うためには、事務量に見合う税源配分が必要であるため、国から地方へ税源移譲することにより、地方税の充実・強化を図り、国・地方間の税源配分を当面5：5とすること。
- ② 平成25年度税制改正で一部決定された自動車関係税軽減等については、地方が減収となる財源は、国の配分比率の見直し等を含め、確実に確保すること。
- ③ 平成25年度税制改正で議論された、市町村の基幹税目である償却資産に対する固定資産税は、資産課税としての性格を踏まえ、「機械及び装置」に対する課税や取得価格の5%を評価額の最低限度とする現行制度を堅持すること。
- ④ 「日本再興戦略（成長戦略）」で示された法人の投資減税等に伴う地方の減収については、確実に代替財源を確保すること。
- ⑤ 消費税率の引上げに際して、地方自治体の事務に影響を及ぼすものについては、早期の対策を講じるとともに情報提供を確実にいき、移行が円滑に進むようにすること。

(2) 地方交付税について

- ① 地方の財政運営には、財源調整と財源保障の機能を持つ地方交付税の確保が極めて重要であることから、平成26年度予算に向けては、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込み、必要な地方交付税総額の確保を図ること。

(3) 国庫補助負担金改革について

- ① 国庫補助負担金については、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、廃止し、財源移譲を進めること。その際、地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担率の引き下げは決して行わないこと。

3 社会保障制度の充実強化について

- (1) 社会保障制度の抜本の見直しについては、「社会保障制度改革国民会議」から8月6日に報告書が提出されたところであるが、今後、国における具体的な制度の検討にあたっては、地方自治体が社会保障の最前線において中心的な役割を果たしていることを踏まえ、引き続き「国と地方の協議の場」等において真摯な協議を行い、地方の意見を的確に反映すること。

- (2) 社会保障・税番号制度（マイナンバー）の構築にあたっては、この制度が地方自治体の実施している事務に極めて重大な影響を及ぼすことから、国と地方自治体が情報を共有し、十分な調整・協議を行うこと。

また、導入にあたっては、混乱が生じることのないよう、国民への周知徹底と市町村への早期かつ十分な情報提供を行うとともに、システム改修等に対し、十分な財政措置を講じること。

〔医療・福祉・教育関係〕

1 医療保険制度の抜本改革について

高齢者医療制度の見直しにあたっては、被保険者をはじめ現場に大きな混乱が生じることがないように、市町村の意見を十分聞くとともに、医療保険制度の一本化に向けて、まずは、国民健康保険の保険者を都道府県とする医療保険制度の再編・統合等を行うこと。

また、制度の検討においては、都道府県と市町村との役割分担や保険料格差是正などについて、市町村の意見を十分に聞きながら、慎重に対応すること。

さらに、その実施にあたっては、自治体への速やかな情報提供を行うとともに、制度の周知徹底を図るなど、十分な準備期間を設けるとともに、システム改修経費等については、国の責任において必要な財政措置を講じること。

2 介護保険制度の円滑な運営について

- (1) 要支援認定者に対する介護保険サービスの市町村地域支援事業への移行については、山間僻地や離島等受け皿確保の難しい地域で、サービス提供体制や市町村負担の格差が生まれることがないように、人材や受け皿の確保について広域的な調整ができる制度にするとともに、これに必要な運営費等の支援を図ること。
- (2) 特別養護老人ホームの入所基準については、認知症高齢者の取扱いも含め、地域の実態を検証するなど総合的な検討を加え、市町村の意見を十分に反映すること。
- (3) 訪問介護事業については、長距離移動等（広域・積雪等）の多い北海道の地域特性を勘案し、報酬の評価や人員基準の弾力化を図ること。

3 生活保護制度の見直しについて

生活保護制度の見直しにあたっては、生活保護受給者が増加し続けている状況を踏まえ、実施主体である地方自治体の意見を十分に反映すること。

また、その実施にあたっては、就学援助や保育料の免除など広く他の行政サービスなどにも影響を及ぼすことから、自治体へ早期に情報を提供すること。

〔経済・労働関係〕

1 北海道観光の振興について

多彩な観光資源に恵まれた北海道を国際的にも通用する観光地とするため、必要な措置を講じること。

(1) 財政上、税制上又は金融上の特例的な措置の創設

- ① 宿泊施設をはじめとする施設整備に係る課税の特例措置の創設
- ② 特定免税店制度の創設

(2) 外国人の出入国に対応できるよう空港及び港湾におけるC I Q体制の整備充実を図ること。

特に関税法、出入国管理法等の関係法令で指定されていない空港への国際チャーター便の乗り入れ及び港湾においては需要に応じたC I Q機関職員の万全な体制を構築すること。

(3) 中国からの定期便の新千歳空港への乗り入れ制限を更に緩和すること。

2 外国における日本地名等の商標登録出願対策について

外国における日本地名等の第三者による商標登録出願を防止するため、国が実施している中国等に関する商標登録出願調査の対象を全地方自治体に拡大するとともに、関係国と協議を行うなど、対策強化を図ること。

〔農林水産関係〕

1 農業の振興について

(1) 食料供給力の確保・向上に必要な農地、農業水利施設等の生産基盤整備の実施については、引き続き必要な予算枠を確保するとともに、地域の創意工夫を活かした柔軟な整備が可能となるような制度の見直しを検討し、地元負担の軽減について配慮すること。

また、通年施工が可能となるよう、対策を講ずること。

(2) 戸別所得補償制度に替わる経営所得安定対策のあり方の検討にあたっては、生産者及び自治体の意見を十分に尊重するとともに、北海道農業の特性や実情の反映等の検証を十分に行い、食料自給率の向上をはじめ、生産者の所得の安定、生産意欲の維持向上など、真に農業者の経営安定に資するものとする。

また、酪農・畜産についても、北海道が担っている全国的な需給調整機能などを踏まえ、有効な制度とすること。

2 水資源の保全について

上水道の供給源である水源涵養林を保全するため、水源地域の森林地帯などの土地の売買に関する新たな仕組みを整備すること。

また、水道事業者が同土地を買収する際の財政支援制度を創設すること。

3 海獣との共存に向けた漁業被害に対する新たな補償制度の創設について

トドやアザラシなどの海獣により増大する漁業被害については、漁網の破損や漁獲物の食害に対する経費補填など、沿岸漁業と海獣との共存を可能にするような新たな制度を早期に創設すること。

〔社会基盤整備関係〕

1 北海道の開発行政について

北海道が活力と魅力に溢れ、食料供給や観光振興をはじめ、各分野において今後ともわが国の一翼を担うため、北海道総合開発計画、予算の一括計上、特例措置という現在の北海道開発の枠組みを堅持するとともに、必要な予算を確保すること。

また、今後の道州制などの検討にあたっては、北海道の開発行政のあり方を先行して検討したうえで、改革後の北海道の姿などを明示し、道民はもとより、地方自治体に不安が生じないようにすること。

2 交通体系の整備促進について

〈新幹線関係〉

- (1) 新函館（仮称）・札幌間の早期完成を図ること。
- (2) 青函トンネル共用区間におけるすれ違い走行問題の早期解決及び新青森・新函館（仮称）間の早期開業を図ること。
- (3) 幅広い観点での新幹線建設財源の確保に努めるとともに、地方負担に対する財源措置の充実強化を図ること。
- (4) 平成27年度開業を目前に控えていることから、新駅周辺地域や広域幹線道路などの整備に対し、社会資本整備総合交付金等の重点的な配分を行うこと。

〈並行在来線関係〉

- (5) 北海道新幹線の開業に伴いJ R北海道から経営分離される並行在来線に対して、安定的に維持・存続が図られるよう以下の措置を講じること。
 - ① 鉄道資産取得等の初期投資に対する支援制度の拡充
 - ② 赤字補填・運営費に対する支援制度の創設
 - ③ J R路線との乗継運賃の割引に対する支援制度の創設
 - ④ J Rからの譲受資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の拡充

〈道路関係〉

(6) 有料道路方式及び新直轄方式による高速自動車国道の整備を更に加速すること。

- ① 着手している区間の早期完成を図ること。
- ② 新直轄方式区間のうち、抜本的見直し区間を早期に着手すること。
- ③ 基本計画区間及び予定路線を早期に着手すること。

〔防災・エネルギー・原子力発電所対策関係〕

1 防災・減災対策の強化について

- (1) 道路、橋梁、上下水道等のライフライン施設の耐震化や維持補修の強化を図るため、財政措置を充実し、防災・減災対策を促進すること。
- (2) 災害対策本部や支援・避難拠点となる市役所等の公共・公用施設の耐震化などをさらに促進するため、補助率の拡大など補助制度の充実を図るほか、緊急防災・減災事業の継続と必要な地方債資金の確保など、適切な財政措置を講じること。
- (3) 大規模な災害に対応するため、広域的なネットワーク形成が必要であり、代替路をはじめとした基幹道路の整備促進を図ること。
- (4) 災害に強い海上輸送ネットワークと地域防災力の増強を図るため、耐震強化岸壁の整備など、防災機能の高度化を推進するとともに、財政措置を拡充すること。

また、太平洋側を中心に集約されてきた物流拠点について、リスク分散の観点から、日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図ること。

2 エネルギー政策の確立について

- (1) 地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー政策のあり方について国民的議論を尽くした上で必要な措置を講じること。
- (2) 風力発電事業推進のため、以下の各種規制について緩和措置を講じること。
 - ① 風力発電と農業の共存は可能であることから、農地を利用した発電施設及び送電線の整備については、農地法及び農業振興整備に関する法律の例外適用など規制緩和措置を講じること。
 - ② 環境影響評価の実施については、全国一律ではなく、該当地域の風力発電施設などの導入実績の状況に応じ、評価項目の簡素化、審査時間短縮など柔軟な運用を図ること。

3 原子力発電所への対応について

(1) 国は東京電力とともに原子力発電所事故の早期収束を図り、住民の安全確保と不安解消に努めるとともに、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。

(2) 大間原子力発電所については、建設予定地から北海道まで最短で23キロメートルしか離れておらず、活断層の存在も懸念されており、大きな危険性が指摘されている。

については、事故などが生じた場合、地域経済に壊滅的な打撃を与えるものであるにもかかわらず、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく、福島第一原子力発電所の事故原因の究明もなされていない中で再開された大間原子力発電所の建設工事は中止すること。

(3) 原子力関係施設に対する地震・津波対策など新たな規制基準を厳格に適用することはもとより、早急に福島第一原子力発電所の事故原因の究明を進め、得られる教訓や知見を踏まえた安全対策を講じることにより、安全の徹底を図ること。

また、各種防護対策の具体的な内容やプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）についての検討結果を早急に示すなど、万全な防災対策を構築できるよう支援すること。

さらに、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安の解消に努めること。

(4) 大気、海水、農地、農水産物などに対するモニタリングを継続的に実施し、その安全性についての的確な情報を迅速に発信すること。

〔北方領土・自衛隊・その他関係〕

1 北方領土の早期返還について

一日も早い北方領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ、強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力をすること。

2 北海道の自衛隊の体制強化について

自衛隊は国土の防衛はもとより、災害派遣による安全・安心の確保に重要な役割を担うとともに、地域経済や地域社会、まちづくりに大きな影響を与えていることから、現行の北海道の自衛隊の体制を強化すること。

また、東日本大震災における自衛隊の救援活動の重要性などに鑑み、人的体制の拡充を図ること。

3 公共施設の解体及び管理放棄住宅等への対策について

(1) 人口減少や行財政改革により供用廃止となった、廃棄物処理施設、し尿処理施設、老朽公共施設等については、防災・防犯上、さらに景観・環境保護の観点などから解体の必要があるが、一時的に多額の費用がかかることから、補助制度の創設や起債措置の拡充等の適切な財政措置を講じること。

(2) 管理放棄された住宅や倉庫等については、防災や防犯、景観、土地利用の促進等の観点から、地方自治体が解体撤去等を弾力的に対応できるよう法整備を行うとともに、その費用についての財政措置の拡充を図ること。